

《こんなときの知っておきたい手続》

【手続チェックシート】

以下の項目で該当するものについて、このチェックシートを活用し、各担当窓口で手続してください。

離婚したとき

届の種類	いつ だれが	必要なもの	チェック	担当窓口
離婚届 (協議離婚) (婚姻により氏が変わった方が、離婚後も婚姻中の氏を、別に届が必要。)	届出の日から効力が生じます。 夫と妻	<ul style="list-style-type: none"> <li>離婚届書</li> <li>公的機関発行の顔写真入り本人確認書類（お持ちの方）</li> <li>*マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの方で氏や住所が変更した方は、別途カードへの追記の申請が必要です。</li> <li>*氏が変更した方で住民票に旧氏併記を希望する方は、別途申請が必要です（個別にご相談ください）。</li> <li>*離婚届では住所の異動や住民票の世帯の分離はできませんので、別途お届けが必要です。</li> <li>*離婚届の届出地は、原則として、夫妻の本籍地、夫または妻の住所地のいずれかです。</li> <li>*離婚後の子どもの養育費や面会交流の合意書作成の手引き等が配架ラックにあります。</li> <li>*離婚時の年金分割を希望の方は年金事務所へお問合せください。（申請期限：離婚後2年以内）</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	3階② 戸籍住民担当 (戸籍の届書は、時間外は1階の宿直窓口で受け付けます。)
転入・転居届 (離婚に伴い住所が変わる場合は、離婚届とは別に転入又は転居が必要です。)	引っ越しした日から14日以内 本人、世帯主又は代理人(注1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人確認書類</li> <li>前住所の市町村が発行した転出証明書（京都市外から転入される方のみ）</li> <li>マイナンバーカード（個人番号カード）（お持ちの方のみ）</li> <li>外国籍の方は、在留カード、特別永住者証</li> <li>*新しい住所地の区役所・支所・出張所に届けてください。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	3階③ 戸籍住民担当
印鑑登録 (離婚により氏が変わる方が、離婚前の氏が含まれた印鑑で登録している場合、今までの登録が抹消されます。引き続き印鑑登録が必要な方は、窓口でお手続きください。)	本人 又は代理人(注1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>登録する印鑑</li> <li>*本人が「公的機関発行の顔写真入り本人確認書類」を持参して申請する場合以外は、登録に数日必要です。</li> <li>*離婚前の氏の印鑑で印鑑登録したい場合は、住民票への旧氏併記の手続き後に、改めて旧氏での印鑑登録が可能です。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	3階③ 戸籍住民担当
国民健康保険 (加入されている方のうち、世帯が変わる場合)	変更した日から14日以内 本人、世帯主又は代理人(注1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民健康保険資格確認書等</li> <li>届出人の本人確認書類</li> <li>マイナンバーカード（個人番号カード）（お持ちの方のみ）</li> <li>*資格確認書等は即日交付できない場合があります。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	3階⑥ 保険年金担当
国民健康保険 (加入される場合)	職場の健康保険が切れてから14日以内 本人、世帯主又は代理人(注1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>職場の健康保険が切れた証明書又はマイナポータル画面の提示</li> <li>届出人の本人確認書類</li> <li>国民健康保険資格確認書等（同一世帯の方がすでに加入されている場合）</li> <li>マイナンバーカード（個人番号カード）（お持ちの方のみ）</li> <li>*資格確認書等は即日交付できない場合があります。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	3階⑥ 保険年金担当
国民健康保険 (脱退される場合)	職場の健康保険に加入してから14日以内 本人、世帯主又は代理人(注1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民健康保険資格確認書等</li> <li>職場の健康保険の資格確認書等又はマイナポータル画面の提示</li> <li>届出人の本人確認書類</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	3階⑥ 保険年金担当
国民年金加入者 (厚生年金や共済組合の加入者に扶養されていた配偶者(第3号被保険者)は、「第1号被保険者」への変更の届出が必要です。)	離婚した日から14日以内 本人	<ul style="list-style-type: none"> <li>年金手帳又は基礎年金番号通知書（基礎年金番号がわかるもの）もしくはマイナンバーカード（個人番号カード）等</li> <li>資格喪失証明書（第3号被保険者の資格喪失日が記載されたもの）</li> <li>*第1号被保険者の方は手続き不要です。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	3階⑦ 保険年金担当
重度心身障害者医療	速やかに 本人又は代理人(注1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療費受給者証</li> <li>保険資格情報が確認できる書類等（資格確認書、資格情報のお知らせ等）</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	2階① 障害保健福祉課
特別児童扶養手当	速やかに	手続きの詳細は担当課へご連絡ください。	<input type="checkbox"/>	2階① 障害保健福祉課
特別障害者手当 障害児福祉手当 経過的福祉手当	速やかに 本人又は代理人(注1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定通知書</li> <li>マイナンバーカード（個人番号カード）等</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	2階② 子育て推進担当 (注2)
児童手当 (受給者が変わる時、又は氏が変わる時)	速やかに	<ul style="list-style-type: none"> <li>新たに受給者となる方の保険資格情報が確認できる書類等（健康保険証、資格確認書、資格情報のお知らせ等）</li> <li>金融機関口座番号（普通預金）が確認できるもの</li> <li>*氏が変わる場合は、変更後の金融機関口座番号が確認できるもの</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	2階② 子育て推進担当 (注2)

裏面に続く

届の種類	いつ だれが	必要なもの	チェック	担当窓口
ひとり親家庭等医療	速やかに 本人又は代理人	・保険資格情報が確認できる書類（健康保険証、資格確認書、資格情報のお知らせ等）*対象となる方全員分 ・戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）（後日持参でも可） *上記の他にも、提出をお願いする場合があります。	<input type="checkbox"/>	2階② 子育て推進担当
保育所	—	*世帯状況の変更をお知らせください。保育料等のご相談は窓口へ。 *申請及び変更申請時にマイナンバーカード（個人番号カード）等が必要です。	<input type="checkbox"/>	
児童扶養手当	速やかに	*手続について、担当窓口へお問合せください。	<input type="checkbox"/>	
老人医療	速やかに 本人又は家族	・資格確認書又はマイナ保険証 ・医療費受給者証 ・限度額適用認定証（お持ちの方のみ）	<input type="checkbox"/>	1階⑦又は⑧ 健康長寿推進課
介護保険	速やかに 本人又は 代理人（注1）	・マイナンバーカード（個人番号カード） ・介護保険被保険者証 ・負担割合証・負担限度額証（お持ちの方のみ） ・資格確認書又はマイナ保険証	<input type="checkbox"/>	
<b>（氏が変わる場合）</b>				
国民健康保険 後期高齢者医療保険	速やかに 本人、世帯主 又は代理人（注1）	・国民健康保険・後期高齢者医療保険の資格確認書等 ・届出人の本人確認書類 ・マイナンバーカード（個人番号カード）（お持ちの方のみ）	<input type="checkbox"/>	3階⑥ 保険年金担当
身体障害者手帳	速やかに 本人又は 代理人（注1）	・身体障害者手帳 ・マイナンバーカード（個人番号カード）等 ・写真（3cm×4cm）	<input type="checkbox"/>	2階① 障害保健福祉課
療育手帳	速やかに 本人又は 代理人（注1）	・療育手帳 ・マイナンバーカード（個人番号カード）等 ・写真（3cm×4cm）	<input type="checkbox"/>	
精神障害者保健福祉手帳	速やかに 本人又は 代理人（注1）	・精神障害者保健福祉手帳 ・氏が変わったことがわかる書類 ・マイナンバーカード（個人番号カード）等	<input type="checkbox"/>	
自立支援医療 （更生医療・精神通院）	速やかに 本人又は 代理人（注1）	・自立支援医療受給者証 ・変更している場合は、保険資格情報が確認できる書類等（資格確認書、資格情報のお知らせ等） ・氏が変わったことが分かる書類 ・マイナンバーカード（個人番号カード）等 ・写真（3×4cm）	<input type="checkbox"/>	
特定疾患・特定医療費 （指定難病）	速やかに 本人又は 代理人（注1）	・特定疾患・特定医療費（指定難病）受給者証 ・変更している場合は、保険資格情報が確認できる書類等（資格確認書、資格情報のお知らせ等） ・マイナンバーカード（個人番号カード）等	<input type="checkbox"/>	
子ども医療	速やかに 保護者	・対象となるお子さんの保険資格情報が確認できる書類等（健康保険証、資格確認書、資格情報のお知らせ等）*氏名変更後のもの ・医療費受給者証	<input type="checkbox"/>	
<b>（加入の健康保険が変わる場合）</b>				
自立支援医療 （更生医療・精神通院）	速やかに 本人又は 代理人（注1）	・自立支援受給者証 ・加入保険資格情報が分かるもの（資格確認書、資格情報のお知らせ等） ・マイナンバーカード（個人番号カード）等	<input type="checkbox"/>	2階① 障害保健福祉課
特定疾患・特定医療費 （指定難病）	速やかに 本人又は 代理人（注1）	・特定疾患・特定医療費（指定難病）受給者証 ・加入保険資格情報が分かるもの（資格確認書、資格情報のお知らせ等） ・マイナンバーカード（個人番号カード）等	<input type="checkbox"/>	

本人確認書類とは…マイナンバーカード（個人番号カード）、運転免許証、資格確認書、パスポートなど

※ ひとり親家庭生活に役立てていただくため、経済的な負担や不安の軽減に関する各種制度や及び相談機関などが記載されたパンフレット（ひとり親家庭応援パンフレット）を2階②番窓口の子育て推進担当でお渡ししています。

（注1）代理人の場合は、本人署名又は記名押印の委任状と代理人の本人確認書類が必要です。

（注2）児童手当、子ども医療の業務は、京都市子ども家庭支援課分室において行っています。お問い合わせ、申請等については下記の問合せ先をお願いします。  
申請書等の提出は、分室への郵送でも受け付けています。また、京都市内のいずれの区役所・支所でもできます。

問合せ先

〒604-8171京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル3階  
京都市子ども家庭支援課分室 251-1123(8:30~17:00 土・日・祝日・年末年始除く)

〈御注意〉

これらの手続は基本的な届出方法ですので、必ず窓口にお問い合わせください。届出期間に間に合わない場合や必要なものがそろえられない場合は、担当窓口にご相談ください。

京都市中京区役所

〒604-8588 京都市中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521 050-1725-4402（代表）